

## 昭和五十一年政令第二百五十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令

内閣は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第十条第一項及び附則第三条の規定に基づき、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第二百八十二号）の全部を改正する政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人水資源機構とする。

## 附則

1 この政令は、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

三 日本司法支援センター

四 日本私立学校振興・共済事業団

五 沖縄振興開発金融公庫

六 株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険

七 沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構

八 全国健康保険協会

九 地方独立行政法人

十 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

3 国、地方公共団体及び前項各号に掲げる法人が行う中高年齢者の雇用については、この政令による改正前の中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行令（以下「旧令」という。）の規定の例による。この場合において、旧令第一項中「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、旧令第二項中「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

## 附則（昭和五十一年一月二十五日政令第三二〇号）

この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十三年二月一日）から施行する。

## 附則（昭和五十三年三月一〇日政令第三二二号）抄

## （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

## 附則（昭和五十三年六月二七日政令第二六〇号）

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附 則 (昭和五十三年一月二〇日政令第三七七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年九月二九日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年九月二九日政令第二四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年一月二九日政令第三一三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年六月二一日政令第二三二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年八月三日政令第二六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年九月二一日政令第二七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十五条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年九月二九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月二日政令第一八四号)

この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十九年二月二一日政令第三四二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和六十年一月一日)から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月二五日政令第三二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二七日政令第三三二二号) 抄

1 この政令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月一〇日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(旧特殊法人登記令等の暫定的効力)

第二条 農業機械化研究所については、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第九条の規定による改正前の高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得税法施行令、第十二条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の地方税法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水産省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則 (昭和六一年九月五日政令第一九五号)

この政令は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十一年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月二二日政令第二三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。

附 則 (昭和六三年九月二四日政令第二七七号)

この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日(昭和六十三年十月一日)から施行する。

附 則 (平成元年九月二二日政令第二七二号)

この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附 則 (平成元年二月二五日政令第三二三号)

この政令は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日政令第八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一月二五日政令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年九月二五日政令第三〇六号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年八月二二日政令第二七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日政令第一五二号)

この政令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成八年八月二二日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五五号)

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月二二日政令第二六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、運輸施設整備事業団法(以下「法」という。)附則第一条ただし書の政令で定める日(平成九年十月一日)から施行する。

附 則 (平成九年二月一〇日政令第三五五号)

この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年九月一七日政令第三〇八号)

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年六月二三日政令第二〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年八月二八日政令第二五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則（平成二十一年九月一六日政令第二六七号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二〇日政令第二七二号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二〇日政令第二七六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年九月二九日政令第三〇六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年二月三日政令第三九〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の労働省令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則（平成二十二年六月七日政令第三〇九号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十二年六月七日政令第三三三号）抄  
（施行期日）

1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月八日政令第五〇七号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第一条から第八条まで及び第十一条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一月三一日政令第二二一号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月二六日政令第二五二号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年九月二二日政令第二九七号）抄  
（施行期日）

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附 則（平成十四年九月四日政令第二九六号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月一八日政令第三八一号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年六月四日政令第二四四号）抄  
（施行期日）

この政令は、法附則第一条ただし書の政令で定める日（平成十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成十五年六月二七日政令第二九二号）抄  
（施行期日）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二八号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定、附則第十六条中財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第三条第三十四号及び第十九条第五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月六日政令第三五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月六日政令第三五九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月八日政令第三六四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月八日政令第三六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月八日政令第三六七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月八日政令第三六八号）抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年八月八日政令第三六九号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年八月八日政令第三七〇号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年八月二十九日政令第三九〇号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月三日政令第三九一号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月三日政令第三九二号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月三日政令第三九三号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月三日政令第三九四号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月一〇日政令第四〇六号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二二日政令第四一〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二二日政令第四一二号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月一八日政令第四一六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二五日政令第四三八号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二五日政令第四三九号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二五日政令第四四〇号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年二月三日政令第四八三号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年二月三日政令第四八七号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年二月五日政令第四八九号) 抄

- (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十五年二月一〇日政令第四九三号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。  
 附則 (平成十五年二月二日政令第五一六号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。  
 附則 (平成十五年二月二五日政令第五三三号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十九日)から施行する。  
 附則 (平成十五年二月二五日政令第五五五号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。  
 附則 (平成十五年二月二五日政令第五五六号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年一月七日政令第二号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年一月三〇日政令第一四号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年三月五日政令第三二号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年三月一九日政令第四九号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三条まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年三月一九日政令第五〇号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年三月二六日政令第八三号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年四月九日政令第一六〇号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年五月二六日政令第一八一号) 抄  
 この政令は、機構の成立の時から施行する。  
 附則 (平成十六年六月二三日政令第二二一号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年九月二九日政令第二九四号) 抄  
 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。  
 附則 (平成十六年一月四日政令第三四二号)

この政令は、平成十六年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月一七政令第三五六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月二五政令第三六六号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二四政令第七二号）

この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一政令第一一八号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年五月二七政令第一九〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。

附則（平成一七年六月一政令第二〇三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年六月二四政令第二二四号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年八月一五政令第二七九号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二四政令第二五号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月二一政令第一五九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一政令第一六一号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一政令第一六四号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月三一政令第一六五号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月三一政令第一六七号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二三日政令第三二号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二二政令第五五号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月三〇日政令第一一〇号）抄



この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三〇日政令第一二二号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二六日政令第二二六号) 抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月二二日政令第二八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一二二号) 抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年九月二一日政令第二四〇号) 抄

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月二八日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日政令第四一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月三一日政令第三三四号) 抄

この政令は、法の施行の日(平成二十三年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年二月二六日政令第四二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月五日政令第二八九号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月八日政令第五一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年二月五日政令第二三三号) 抄

この政令は、廃止法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年二月一九日政令第三九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日政令第一二二号)

この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年七月一六日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年二月四日政令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二二日政令第一一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二二日政令第一三三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二六日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月九日政令第五七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二五日政令第七八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一四一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二〇日政令第四号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月一七日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二〇日政令第四〇号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

附 則 (令和四年十一月一日政令第三四八号)

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月十四日)から施行する。